

○常総衛生組合公告式条例

昭和37年5月9日
常総衛生組合条例第1号

改正 昭和53年8月4日 組合条例第2号 昭和60年6月10日 組合条例第2号
平成14年2月28日 組合条例第1号 平成18年3月1日 組合条例第2号

第1条 常総衛生組合（以下「組合」という。）の条例は、公布の旨の前文及び年月日を記入し、管理者がこれに署名して公布する。

第2条 前条の規定による公布は、常総市役所、守谷市役所、坂東市役所、つくばみらい市役所前の掲示場に掲示してこれを行う。

第3条 前2条の規定は、組合の規則、組合議会の定める規則及びその他の規程で公表を要するものにこれを準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年組合条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年組合条例第2号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の常総衛生組合公告式条例の規定は、昭和60年4月1日から適用する。

附 則（平成14年組合条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の常総衛生組合公告式条例の規定は、平成14年2月2日から適用する。

附 則（平成18年組合条例第2号）

この条例は、常総市役所については平成18年1月1日から適用し、つくばみらい市役所については平成18年3月27日から施行する。